

介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長

令和 8 年 2 月 2 7 日
財 務 省 理 財 局

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、平成28年より都市部における介護施設整備に資するよう、初期投資負担軽減を目的として、定期借地権による貸付料の減額措置（令和2年度末までの5年間、8都府県、当初10年間の貸付料5割減額）を実施。令和2年度に5年間（令和7年度末まで）延長。

※ これまでの本措置の活用実績は58件。なお、本措置により確保してきた平成28年度から令和6年度までに増加した特別養護老人ホームの定員数は、減額対象の8都府県において同期間中に増加した特別養護老人ホームの定員全体の10%弱（4,895人）を占め、特に東京・神奈川では20%弱（3,446人）を占める。

- 政府としては、引き続き介護離職解消に向け介護施設整備等の取組みを進めている中、未利用国有地を活用して介護施設整備促進に資するよう、本措置を延長するもの。

定期借地制度を利用した介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について

- 本措置については、以下のような課題がある。
 - ✓ 足元の本措置の活用実績は数件にとどまっていること
 - ✓ 対象地域となっている8都府県の中でも、活用状況に偏りがみられること
- 厚生労働省等により介護の受け皿確保に係る各種支援策が展開されている中、本措置の導入後10年が経過することも踏まえ、課題の検証等を行うことを念頭に、延長期間は令和10年度末までの3年間とする。

本措置による減額貸付実績

(R8年1月末時点)

H27年度 (1月～)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
2	4	19	15	6	3	1	0	4	2	2	58

※実績（58件）の内訳は、東京都（26件）、神奈川県（12件）、福岡県（8件）、千葉県・兵庫県（4件）など。

【具体的な活用スキーム】

1. **実施期間** : 平成28年(2016年)1月1日から令和7年度末(2025年度末)
※令和2年度末から5年間延長
→ **今般、令和10年度末(2028年度末)まで3年間延長**
2. **実施地域** : 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県
3. **対象施設** : 特別養護老人ホーム等入所施設を原則としつつ、通所施設等を併設する場合も対象
(注)具体的には、定期借地権設定のための一時金の支援事業(地域医療介護総合確保基金)の対象となる施設とし、同施設に併設される地域密着型サービス等整備助成事業(同基金)の対象となる施設も、本活用スキームの対象とする。ただし、社会福祉法第2条に規定する施設に限る。
4. **定期借地貸付料の減額等**
 - ・定期借地権による貸付にあたっては、初期投資の負担軽減に資するよう、貸付契約締結日から10年間に限り、貸付料を時価から5割減額
 - ・定期借地権による貸付契約に際して、社会福祉法人も契約保証金免除 等
5. **地方公共団体との連携** : 地方公共団体への制度周知・国有地の情報提供等

第2 分野別の基本的施策

2 健康・福祉

(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実

② 必要な介護サービスの確保

(中略)

地方公共団体における介護保険事業計画等の状況を踏まえ、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進める。

介護職員の処遇改善や介護の仕事の魅力向上を図るとともに、ICT等のテクノロジーの活用による業務負担の軽減や研修の受講促進等を通じた多様な人材が働きやすい環境整備、中高年齢者・外国人等の多様な人材の参入促進等により人材確保を図る。また、訪問介護、通所介護等の在宅サービスの充実を図るとともに、認知症対応型共同生活介護事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護基盤や、サービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備等を進める。

<数値目標・参考指標>

分類	項目	現状(直近の値)	数値目標/参照指標
2. 健康・福祉	介護施設・サービスを利用することができないことを理由とする介護離職者数	10.6万人(2022年)	解消